

第25回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午後2時
受付開始午後1時

開催場所

品川プリンスホテル メインタワー12階
シルバー12
東京都港区高輪四丁目10番30号

議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 ストックオプション（新株予約権）を発行する件

目次

第25回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
（提供書面）	
事業報告	14
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告	46

株主総会にご出席いただけない場合

書面により議決権を行使される方へ

招集ご通知と同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会日前日の2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネットにより議決権を行使される方へ

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://azia.premium-yutaiclub.jp>）にアクセスしていただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。

（詳しくは、招集ご通知3～4ページの「議決権行使のご案内」をご覧ください。）

当社は、株主総会は株主様と直接お会いし対話ができる大変貴重な機会と考えております。

この考えかたのもと、使用する会場面積の拡大など、より多くの株主様にご参加いただけるよう努め、近年は100名を超える株主様にご参加いただけるようになりました。本年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、新たにインターネットでの株主総会出席及び議決権行使ができる仕組みを導入いたしました。

一方、株主総会会場につきましては、株主の皆様への感染防止の観点から、座席間隔を広くとるなどの対応を実施するため、ご入場いただける株主様の人数を40名前後とさせていただきます。

なお、本年に限り、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応として、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。

何卒ご理解いただきたく、お願い申し上げます。

株主各位

2020年6月5日
東京都品川区西五反田七丁目20番9号
K D X 西五反田ビル4階

株式会社 エイジア
代表取締役社長 **美濃 和男**

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の「議決権の行使等についてのご案内」をご参考に、2020年6月25日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午後2時（受付開始：午後1時）
2 場 所	品川プリンスホテル メインタワー12階 シルバー12 東京都港区高輪四丁目10番30号 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第25期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第25期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第2号議案 ストックオプション（新株予約権）を発行する件
4 議決権の行使等についてのご案内	3ページに記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以 上

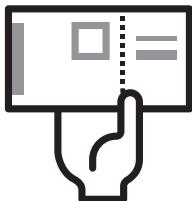
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（アドレス <https://www.azia.jp/>）

議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（6ページから13ページ）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面（委任状）を同封の株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社定款に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

株主総会開催日時：2020年6月26日（金曜日）午後2時



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで



インターネットによる議決権行使

下記「エイジア・プレミアム優待倶楽部」議決権行使サイトにアクセスいただき、株主様ご本人の「株主番号」と「郵便番号」をご準備していただき、新規会員登録いただくか、または、会員様の場合はログインの上、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使サイトURL <https://azia.premium-yutaiclub.jp>

議決権行使期限：2020年6月25日（木曜日）午後6時入力完了分

※「株主番号」は議決権行使書副票（右側）に記載の数字（8桁）になります。

※「郵便番号」は2020年3月末時点のものを入力願います。

■インターネット出席した場合の事前行使の取扱い

事前に議決権行使をいただいたうえで、開催当日、インターネット出席の方法で議決権を行使された場合、インターネットでの議決権の行使が有効となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■ご質問の方法、取扱い

「エイジア・プレミアム優待倶楽部」のチャット機能を利用し、質問やコメントをすることができます。ただし、インターネット環境に制限がございますので、ご質問を希望される場合であっても、その全てを受け付け、回答することはいたしかねる場合がある点、ご了承ください。

また、不適切な質問を繰り返すなどして、濫用的な質問であると議長が判断した場合は、当社から当該インターネット出席株主様の通信を強制的に途絶させていただく場合がございます。

■動議の方法、取扱い

円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続きに関するもの及び議案に関するものを含めてすべて、会場出席株主様から提出いただいたもののみを取り上げ、インターネット出席株主様からの提出は受け付けないこととさせていただきます。動議を提出する可能性のある株主様は、リアル株主総会へご出席ください。

■ご注意

開催日当日の議決権行使をご予定の株主様におかれましては、インターネット出席についての各種制限事項や、会場出席との取扱いの違い、通信障害の可能性その他インターネット出席を選択した場合に想定外の不利益が生じる可能性も踏まえて、インターネットでご出席いただくかをご判断くださいますようお願い申し上げます。

事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後、引き続き事業説明会を開催させていただきます。

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）定時株主総会終了後
2. 内 容 株主様向け事業説明会

株式会社エイジア
代表取締役社長 美濃和男

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応につきまして

- 感染拡大防止のため、株主様の座席の間隔を確保するため、座席数を40席前後とさせていただき予定で、入場者数を制限して入場をお断りする場合がありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ご出席される株主様におかれましては、マスク着用にご協力をお願いいたします。
- 発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、事務局スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト（<https://www.azia.jp/release/>）に掲載させていただきます。

お土産の取り止めについて

本年に限り、新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応として、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任については、社外取締役である監査等委員を議長とした監査等委員会において、会社業績等の適正な評価を踏まえ、その適格性等について評価した結果、会社法の規定に基づく株主総会での意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	<small>みの かずお</small> 美濃 和男	代表取締役社長		再任
2	<small>なかにし こうじ</small> 中西 康治	専務取締役	開発1部、開発2部、新製品サービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネジメント部、経営管理部担当	再任
3	<small>きたむら しゅういち</small> 北村 秀一	常務取締役	導入コンサルティング部、マーケティングコンサルティング部、コンサルティング営業部、経営企画室担当	再任

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

候補者番号

1

みの かず お
美濃 和男 (1965年5月6日生)

所有する当社の株式数……………100,500株



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2009年4月	当社代表取締役社長 経営企画室、経営管理部担当
2005年7月	当社入社 取締役ソリューション事業部担当	2013年12月	株式会社F U C A代表取締役会長
2005年10月	当社取締役経営企画室長兼ソリューション事業部担当	2015年5月	株式会社F U C A取締役会長（現任）
2008年6月	当社取締役経営企画室、経理部、総務人事部及び財務部担当	2017年4月	当社代表取締役社長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社F U C A取締役会長

取締役候補者とした理由

美濃和男氏は、当社内で経営企画室、経営管理部門、受託開発部門を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2009年4月より当社の代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

なか にし こう じ
中西 康治 (1972年8月6日生)

所有する当社の株式数…………… 25,000株



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2001年9月	株式会社ワイズ・ノート入社	2018年4月	当社専務取締役研究開発部、WEBCAS開発部、新製品サービス企画部、品質管理室、導入コンサルティング部、インフラ基盤マネジメント部担当
2002年3月	当社入社	2019年4月	当社専務取締役開発1部、開発2部、新製品サービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネジメント部担当
2005年7月	当社取締役		
2009年4月	当社専務取締役ICTソリューショングループ担当	2019年6月	当社専務取締役開発1部、開発2部、新製品サービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネジメント部、経営管理部担当（現任）
2010年4月	当社専務取締役ウェブキャスグループ部長、ICTソリューショングループ担当		
2017年4月	当社専務取締役開発1部、開発2部、品質管理室、導入コンサルティング部、インフラ基盤マネジメント部担当		

取締役候補者とした理由

中西康治氏は、当社で研究開発、新製品開発領域の業務を担当するなど豊富な経験・実績と幅広い見識を有し、2009年4月より当社の専務取締役を務めております。当社の研究開発の推進及び品質向上に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

きたむら
北村

しゅういち
秀一

(1958年11月6日生)

所有する当社の株式数…………… 65,900株



再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1977年 4月	株式会社プリマ楽器入社	2013年 6月	当社常務取締役サービスソリューショングループゼネラルマネージャー、セールスマーケティンググループ、情報システム室担当
1995年 4月	当社取締役	2013年12月	株式会社F U C A取締役 (現任)
2006年 6月	当社セールスマーケティンググループ部長	2017年 4月	当社常務取締役マーケティングコンサルティング部、コンサルティング営業部、経営企画室担当
2008年 6月	当社取締役セールスマーケティンググループ部長	2019年 4月	当社常務取締役導入コンサルティング部、マーケティングコンサルティング部、コンサルティング営業部、経営企画室担当 (現任)
2010年 4月	当社取締役セールスマーケティンググループ担当		
2012年 4月	当社取締役サービスソリューショングループゼネラルマネージャー、セールスマーケティンググループ、情報システム室担当		

【重要な兼職の状況】

株式会社F U C A取締役

取締役候補者とした理由

北村秀一氏は、当社で営業、マーケティング、情報システム領域の業務を担当するなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2013年6月より当社の常務取締役を務めております。当社の成長戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案

ストックオプション（新株予約権）を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第22回定時株主総会において報酬額を年額150百万円以内、及び2018年6月28日開催の当社第23回定時株主総会において譲渡制限付株式を支給するための報酬額を年額30百万円以内とすることにつきそれぞれご承認いただいておりますが、本株主総会の開催日から1年以内に限り、これらの報酬枠と別枠にて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等として下記記載の理由により新株予約権を割り当てることにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は3名（監査等委員である取締役を除く。）であります。本株主総会における第1号議案が原案どおり可決されますと取締役は3名（監査等委員である取締役を除く。）となります。

1. 有利な条件をもってストックオプションとして新株予約権を発行する事が必要な理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の上限

2,000個を上限とする。

このうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は850個を本株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数

(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下 i、ii、又は iii の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i、ii、iii、iv 又は v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11. (1) に定める新株予約権の行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者を承継した者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勸案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

- ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8. に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11. に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
11. その他の新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任及び定年退職の場合並びにその他正当な理由の存すると当社の取締役会が認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始後に死亡した場合に限り、その権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

以上

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々及びご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患されている方々には改めてお見舞い申し上げます。また、昼夜を問わず新型コロナウイルスの治療にあたられている医療従事者の皆さま、そして社会を支えるために各所で働かれている皆さまに、心から感謝と敬意の念を表します。

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)における世界経済は、国際情勢の不安定さが増すなかで景気下振れリスクが懸念され、国内でも各種景気指数の悪化が懸念されました。また第4四半期には、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、世界的に経済活動が自粛され主要国の株式市場は大幅に低迷いたしました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における事業状況は以下のとおりです。

当連結会計年度は、売上高が1,875百万円(前期比10.1%増)となり11期連続で増収いたしました。後述のとおりクラウドサービス(ASP・SaaS)※1が前期比18.3%増と好調に推移し、大幅に伸長したことが主要要因です。しかしながら、コンサルティング事業は大口の特定顧客からの契約が解除された影響で初の減収となり、EC事業は2019年のゴールデンウィーク10連休や天候不順によるアパレル消費の低迷に加えて第4四半期では新型コロナウイルス感染拡大の影響で例年2月下旬から入荷されている春夏物の新作が入荷されないことによる機会損失の影響もあり次年度に課題を残す形となりました。これらの結果、当第4四半期会計期間(2020年1月～3月)のストック売上比率は77.9%と高い水準を維持しました。

当社は当連結会計年度の営業利益は462百万円と対前期比24.5%増加し、過去最高益を更新いたしました。上記のとおりコンサルティング事業やEC事業は売上高が低迷いたしましたが、もともと利益率が高い事業ではないことから営業利益への影響は少なく、一方で利益率の高いアプリケーション事業はクラウドサービスを中心に2ケタ成長を達成し、コンサルティング事業やEC事業の損失を補填し当初の営業利益計画を達成いたしました。

クラウドサービスはいわゆるサブスクリプションモデルで安定的な成長が見込まれる収益基盤であり、当社が長年強化してきたサービスです。当社のクラウドサービスは廉価プランである「ASP」と高価格帯プランである「SaaS」に大きく分かれます。クラウドサービス全体の売上高はASPの初期と月額、SaaSの初期と月額で構成されます。

当連結会計年度では、ASP・SaaSともに月額積み上げが着実に実現できたこと、SaaSにおいて大型案件が前倒しで進捗したことにより、ASP初期売上が対前期比13.0%増、ASP月額売上が同17.0%増、SaaS初期売上が同30.3%増、SaaS月額売上が同16.9%増となりました。

クラウドサービスの対前期比の増加額も172百万円増と前年の増加額の2倍以上となり過去最高を記録しました。

(単位：千円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
クラウドサービス売上高	862,794	943,212	1,116,195
前期比増減額	+93,178	+80,416	+172,982
前期比増減率	+12.1%	+9.3%	+18.3%

これらの取り組みの結果、当連結会計年度においては、売上高1,875,840千円(前期比10.1%増)、営業利益462,511千円(前期比24.5%増)、経常利益470,355千円(前期比27.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益320,630千円(前期比147.0%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

アプリケーション事業

売上高
1,438,860千円
(前年同期比12.2%増)

当連結会計年度においては、クラウドサービスが前期比18.3%増となり大幅に伸ばいたしました。

一方、ライセンス販売は、クラウド化への流れの中で対前期比10.1%減の143百万円に留まりました。

また、製品開発においては、主力のメール配信システム「WEBCAS e-mail」のメジャーバージョンアップ開発を終え2020年3月より販売開始しました。新バージョンでは、主に以下の機能を追加搭載しております。

- ・標準版で多言語配信が可能となり今後のインバウンド需要に対応
- ・管理画面のUI/UXを全面改善
- ・配信するメールの種別を施策毎にカテゴリー設定し分析機能を強化

加えて、LINEの料金プランが変更となることによりLINE公式アカウントを保有する企業はこれまでの一斉配信がコスト的に大きく負担増となり、LINEユーザー毎の購買履歴や属性に応じて必要な人にだけ適切なメッセージを配信するパーソナライズ配信の需要が高まることを見越し、パーソナライズLINEメッセージ配信システム「WEBCAS taLk」の機能追加開発を終え2019年12月に機能追加をいたしました。

その結果、アプリケーション事業全体の売上高は1,438,860千円（前期比12.2%増）、売上高総利益率71.7%（前期比2.6ポイント増）となりました。



コンサルティング事業

売上高
286,886千円
(前年同期比6.2%減)

子会社FUCAで推進してきた大型Web制作案件の受注が一巡したものの、下期から注力した新規営業が奏功しデザインサービスは対前期比13.1%増となりました。一方、メールコンテンツの定期案件がいくつか顧客都合により終了するなどしたため対前期比22.2%減と大きく減少しました。また当第4四半期会計期間においては新型コロナウイルス感染拡大による影響で顧客企業がメルマガ業務のアウトソーシング化を控える傾向が出ており新規受注に苦戦しています。

その結果、コンサルティング事業全体の売上高は286,886千円（前期比6.2%減）、売上高総利益率21.4%（前期比5.2ポイント増）となりました。



オーダーメイド 開発事業

売上高
13,710千円
(前年同期比2.9%減)

当該セグメントは、アプリケーション事業における製品開発を推進するべく社内エンジニアリソースをアプリケーション事業に集中させたため、今期も新規の受注活動を積極的には展開せず、利益率の高い案件を継続していく活動をいたしました。しかしながら、特定顧客において当社が保守をしているシステムの一部刷新があり、受託開発案件を納品したため、減少幅は若干少なくなっております。

その結果、オーダーメイド開発事業全体の売上高は13,710千円（前期比2.9%減）、売上高総利益率43.0%（前期比15.9ポイント減）となりました。



EC事業

売上高
136,383千円
(前年同期比35.2%増)

当該セグメントは、アプリケーション事業における製品開発を強化するため、EC事業のマーケティングノウハウ吸収を目的にベビー服ECサイトを2018年9月1日に事業買収し新設した事業セグメントです。

当該事業は100%子会社「株式会社ままちゅ」が運営する自社ECサイト「べびちゅ」 (<https://babychu.jp/>) がセグメント対象となります。

当連結会計年度においては、春物の繁忙期となる4月は順調に推移したものの、2019年のゴールデンウィークの10連休が連休後の消費に想定以上に影響したことや天候不良による影響、消費増税による買い控えの影響によりアパレル消費が低迷したことに加えて、新型コロナウイルス感染拡大により例年2月下旬より入荷される春夏物の新作の入荷が遅れた影響で販売状況が振るいませんでした。

当連結会計年度としては、前期が2018年9月～2019年3月の7ヶ月間であったのに対して当期は2019年4月～2020年4月の12ヶ月間となったため売上高の対前期比は35.2%増と大幅に増加しております。

その結果、EC事業の売上高は136,383千円、売上高総利益率は41.6%となりました。



セグメント別売上高及び売上高総利益率

		2019年3月期		2020年3月期	
		金額・利益率	構成比	金額・利益率	構成比
アプリケーション事業	売上高 (千円)	1,282,840	75.3%	1,438,860	76.7%
	売上高総利益率	69.1%	—	71.7%	—
コンサルティング事業	売上高 (千円)	305,944	18.0%	286,886	15.3%
	売上高総利益率	16.2%	—	21.4%	—
オーダーメイド開発事業	売上高 (千円)	14,118	0.8%	13,710	0.7%
	売上高総利益率	58.9%	—	43.0%	—
EC事業	売上高 (千円)	100,855	5.9%	136,383	7.3%
	売上高総利益率	40.5%	—	41.6%	—
合計	売上高 (千円)	1,703,758	100.0%	1,875,840	100.0%
	売上高総利益率	57.8%	—	61.6%	—

※1 クラウドサービス (ASP・SaaS)

ソフトウェア提供者 (この場合、当社グループ) が管理するサーバー上で稼動しているソフトウェアを、ユーザー企業がインターネット経由でサービスとして利用する形態。ユーザー企業は、サーバー・ソフトウェアの管理やライセンス費用の負担なく、毎月の使用料を支払うことで、比較的安価な利用が可能となります。

② 今後の見通し

■新型コロナウイルス感染拡大の影響について

2020年3月から始まった外出自粛要請、さらに政府が発表した緊急事態宣言を受け働き方や生活様式が全く変わりましたが、弊社の営業状況への影響は以下のとおりです。

- ・新規問合せ数は堅調であり、従来同様月間200件以上の問い合わせがコロナ影響下でも継続中
- ・開示日時点において、既存顧客との契約状況に大きな変動はなく、解約率は大きく変わっていない
- ・既に受注済の案件は当初予定通り納品が進んでいる
- ・電話やWeb会議により商談は継続的に進行中
- ・新規見込顧客企業の多くもテレワークに入っており、最終的な発注までの所要時間が伸びている
- ・新規案件の引合い後のコロナ影響による失注は1割程度
- ・一方、アンケートシステムにおいて、コロナ影響調査などの新規需要が発生している

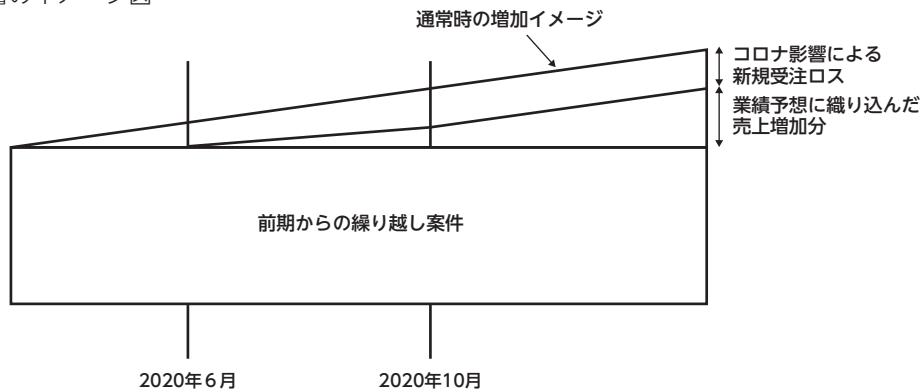
経済活動が全く止まっている状況ではなく、むしろ新規問合せ数は感染拡大前の状況を維持しており、既存顧客の契約も継続している状況です。しかしながら、新規商談のリードタイムが長くなっており、お客様もテレワークが主となったことで組織的な意思決定に時間を要している状況と認識しています。

■売上高について

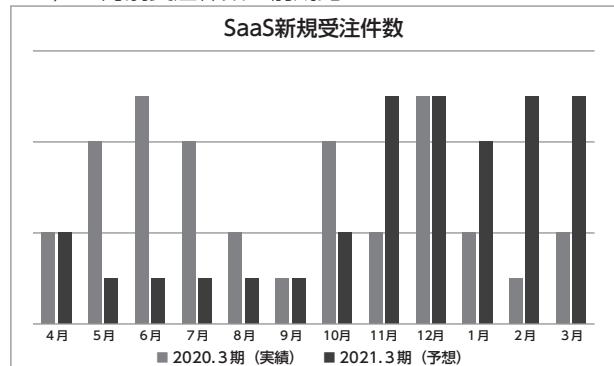
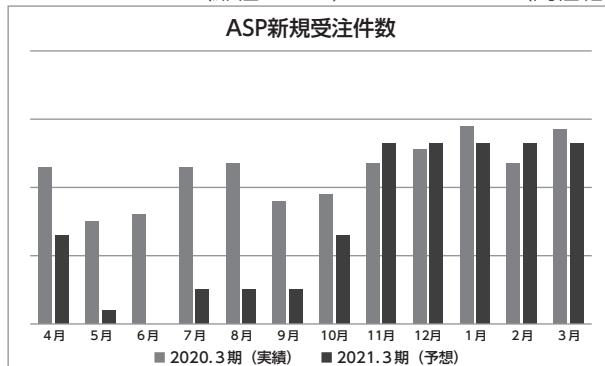
当社は長年培ってきた「WEBCAS」シリーズの製品強化を引き続き進めていき、盤石な顧客基盤を活かした営業・マーケティングを展開していきます。

しかしながら、上記のとおり、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響で新規商談の進捗に支障がでるケースがみられます。商談自体がなくなった訳ではありませんが、成就に時間がかかる状況が足元では続いております。そのため、2021年3月期の業績予想を以下の前提にたって見積もりました。

※上記影響のイメージ図



※ASPプラン（廉価プラン）、SaaSプラン（高価格プラン）の月別受注件数・前期比



上記の結果、当社単体の売上高を以下のとおり予想いたしました。

単位：千円

	2020年3月期	2021年3月期	増減率
クラウドサービス	1,116,016	1,149,403	+3.0%
ライセンス販売	143,542	224,740	+56.6%
ライセンス保守	179,037	176,723	▲1.3%
アプリケーション事業計	1,438,596	1,550,743	+7.8%
コンサルティング事業	81,170	63,000	▲22.4%
オーダーメイド開発事業	13,710	5,776	▲57.9%
売上高合計	1,533,476	1,619,519	+5.6%

主力のクラウドサービスは上記の前提条件で見積った結果、微増に留まる計画となりました。なお、上記の前提条件による新型コロナウイルス感染拡大の影響で見込んでいる新規受注の減少影響は126百万円見込んでおります。

ライセンス販売は2021年3月期のみ大型の特殊案件があり、そのため大幅な増加を見込んでおりますが、2022年3月期には発生しない案件であるため、その反動で大幅に減少する見込みです。

ライセンス保守は微減となる見込みです。

コンサルティング事業は2019年6月末で一部の案件が終了した影響と、2020年3月期に既存大型案件が増加し一旦落ち着いたため2021年3月期にはその反動で減少するため、2021年3月期は減少する見込みです。

オーダーメイド開発事業は2020年3月期に既存顧客のサイトリニューアルの案件が入り納品が終わったため、2021年3月期はその反動で減少する見込みで、既存の保守案件のみ予想に織り込んでおります。

子会社の株式会社FUCA（フーカ）（コンサルティング事業に該当）は今までの売上増加基調から昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響などを加味し新規受注を保守的に見積もり、人員体制を見直すことで黒字化するまで費用圧縮する計画です。

子会社の株式会社ままちゅ（EC事業に該当）は、2019年のゴールデンウィークでは10連休の影響で連休直前から急激に受注が低下していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でゴールデンウィークでも全国的に外出自粛となったことで受注トレンドが変わり、2020年のゴールデンウィーク直前から急激に受注が伸びております。また、現在着手中のサイトリニューアルが完成する予定です。これにより、サイト内で商品を見つけやすくなり購入しやすいサイトとなる見込みです。さらには、現在着手できていないマーケティング施策をサイトリニューアルに合わせて実行していくことで、秋冬物の新作がスタートする2020年9月より受注が例年通りに戻る前提で売上を見込んでおります。

■EBITDAについて

当社は重要な経営指標の1つとして、2020年3月期までは営業利益の増加額と利益率を指標にしておりました。

しかしながら、製品開発投資の増加による減価償却費の増加等により期間比較をしていく指標として適切でない判断し2021年3月期よりEBITDAを新たな指標とすることといたしました。

EBITDAの計算方法は以下のとおりです。

$$\text{EBITDA} = \text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{のれん償却費} + \text{株式報酬費用}$$

当連結累計期間（2020年4月1日～2021年3月31日）のEBITDAは以下のとおり見込んでおります。

単位：千円

	2020年3月期	2021年3月期	増減率
EBITDA	510,043	435,075	▲14.1%
対売上比率	27.2%	22.9%	▲4.3 point
（平常時）EBITDA	510,043	579,716	+13.7%
（平常時）対売上比率	27.2%	33.2%	+6.0 point

前述の新型コロナウイルス感染拡大の影響でクラウドサービスの成長が一時的に鈍化することによる増収効果が減少します。前述のとおり、その影響額は126百万円と見積もっております。

一方で新卒は9名（2020年4月入社が7名、9月入社が2名）が増加し2020年3月期の途中で入社した中途社員の人件費も2021年3月期には12ヶ月分に増加するため、人件費が相当程度増加します。また、2020年4月に大阪に営業所を開設したので、その運営費用などがコストアップ要因となっております。

（%表示は、通期は対前期、第2四半期累計期間は対前年同四半期増減率）

	売上高		EBITDA		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
第2四半期累計期間	835	△5.3	142	△29.9	100	△44.8	105	△44.6	73	△43.0	18	44
通期	1,900	1.3	435	△14.1	330	△28.7	330	△29.8	225	△29.8	56	85

③ 設備投資の状況

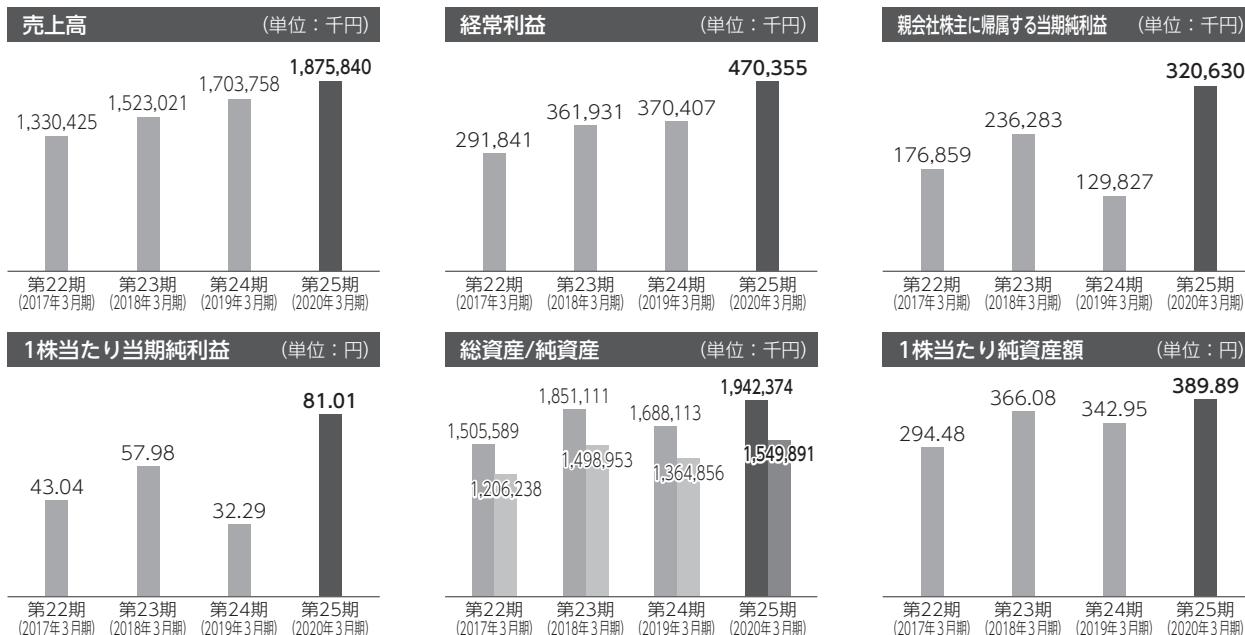
当連結会計年度において実施した設備投資の総額は119,268千円であります。

その主なものは、「WEBCAS e-mail」の開発のためのソフトウェア投資85,613千円であります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第22期 (2017年3月期)	第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(千円)	1,330,425	1,523,021	1,703,758	1,875,840
経常利益	(千円)	291,841	361,931	370,407	470,355
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	176,859	236,283	129,827	320,630
1株当たり当期純利益	(円)	43.04	57.98	32.29	81.01
総資産	(千円)	1,505,589	1,851,111	1,688,113	1,942,374
純資産	(千円)	1,206,238	1,498,953	1,364,856	1,549,891
1株当たり純資産額	(円)	294.48	366.08	342.95	389.89

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。
2. 2017年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社FUCA	21,940千円	87.7	Webサイト及びメールマガジンの戦略立案・企画・制作・分析サービス事業等
株式会社ままちゅ	50,000千円	100.0	ベビー服ECサイト「べびちゅ(Babychu)」の運営

(注) 当連結会計年度より、連結子会社でありましたAZIA MARKETING MALAYSIA SDN.BHD.は、保有する株式の全てを売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 収益力の更なる向上

当社グループは、ここ数年、従来主力であったアプリケーションソフトのライセンス販売に比べ1案件当たりの単価は低いものの、安定的に売上を計上でき利益率も高いクラウドサービス（ASP・SaaS）へのシフトを進め、収益構造の改革に努めてまいりました。この取り組みによって、収益の安定度は大きく向上しております。今後も、この取り組みをより一層強化し、売上高営業利益率の向上を目指します。

② 販路の拡大

小規模である当社グループが、販売力を強化するにあたって、自社の営業人員のみで対処するには限界があります。当社グループ製品やサービスのコンサルティングから導入サポートまで一貫して行えるパートナーの育成や、他企業との業務提携にも引き続き取り組んでまいります。

③ ブランド力の強化

ソフトウェアプロダクトの販売を主力事業とする当社グループにとって、一定の市場シェアを確保することは非常に重要であり、そのためのブランド力強化は大きな課題です。従来のインターネット上のリスティング広告に加え、ニュースサイトやポータルサイト、雑誌などへの広告掲載、イメージキャラクターの採用、経営者や社員の露出度を高めることによる認知度の向上など、多角的にブランド力向上を進めてまいります。

④ 新技術の研究開発

IT・ソフトウェアやマーケティングに関する技術は日進月歩で次々に新しい技術が生まれており、既存の技術も変化しています。これらの技術トレンドを素早く察知し当社グループの事業への影響を見極め必要に応じて対応していく必要がございます。顧客の満足度を高めるべく、今後もソフトウェアプロダクトの機能向上、提供インフラの維持向上を図ります。

⑤ ソフトウェアプロダクトの品質強化

クライアント企業からの信頼の維持、ソフトウェアの不具合に対応するための業務を削減することによる業務効率化の推進、及び今後の海外展開に耐えうる品質の確保を目的に、テストの強化などを通じ、ソフトウェアプロダクトの品質強化を図ります。

⑥ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループが継続的に発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化が対処すべき重要な課題の一つと認識しております。そのために、内部統制システムの運用徹底と社内教育を実施し、継続的な運用、改善を行う組織体制を構築してまいりました。

また、当社は2017年6月開催の第22回定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。取締役会の監督機能の強化と経営の透明性の向上、意思決定の迅速化を実現するために取締役会に監査等委員を置き、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるとともに、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、今後とも経営体制の強化を図ってまいります。

⑦ 人材の活用及び女性の活躍の機会の更なる拡大

当社グループは、持続的な成長を担う人材の確保と育成が重要な課題であると認識しております。今後も、社員教育制度の拡充に努めるとともに、多様な人材が活躍できる企業風土の醸成に努めてまいります。

また、当社グループは、女性が従業員の約5割を占めております。当社グループの属する業界の平均と比較すると女性の構成比率は高く、女性の活躍推進の整備はある程度実現できていると考えておりますが、一方で、女性の部長職については少なく、2018年4月1日付で1名を登用したものの、今後も女性管理職比率の向上、女性社員の積極的な活用、仕事と家庭の両立に向けた環境の更なる整備等を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
アプリケーション事業	① [WEBCAS] シリーズの企画・開発及び販売 ② [WEBCAS] シリーズの保守サービス
コンサルティング事業	① 「WEBCAS」シリーズを活用したインターネットマーケティングのプランニング・コンサルティング、メールコンテンツの企画・制作 ② eコマース売上増強にかかるコンサルティング ③ 画像加工・イラストレーション・Flash・ストーリーミング等を使用したホームページ、ウェブコンテンツの企画・制作
オーダーメイド開発事業	① 「WEBCAS」シリーズの付加機能開発 ② ウェブサイトの受託開発 ③ その他企業業務システム及びアプリケーションの受託開発
EC事業	① ベビー服ECサイト「べびちゅ (Babychu)」の運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都品川区
---	---	--------

② 子会社

株	式	会	社	F	U	C	A	東京都渋谷区
株	式	会	社	ま	ま	ち	ゅ	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
132名	2名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88(2)名	10名増(1名増)	33.1歳	5年

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の男女別内訳は、男性50名(約57%)、女性38名(約43%)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,504,000株
- ② 発行済株式の総数 4,412,400株(自己株式386,127株を含む)
- ③ 株主数 3,564名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	338,100	8.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	310,200	7.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	238,812	5.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	168,600	4.19
美 濃 和 男	100,500	2.49
西 田 徹	100,000	2.48
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	90,700	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	74,800	1.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75960口)	68,296	1.69
北 村 秀 一	65,900	1.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を386,127株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式 (386,127株) を控除して計算しております。なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75960口) が所有する当社株式68,296株は当該自己株式には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	美 濃 和 男	株式会社FUCA取締役会長
専務取締役	中 西 康 治	開発1部、開発2部、新製品サービス企画部、技術調査部、インフラ基盤マネジメント部、経営管理部担当
常務取締役	北 村 秀 一	導入コンサルティング部、マーケティングコンサルティング部、コンサルティング営業部、経営企画室担当 株式会社FUCA取締役
取締役(監査等委員)	長 山 裕 一	有限会社長山事務所代表 株式会社グローバルウォーター社外監査役 株式会社ROBOT PAYMENT社外取締役 株式会社ままちゅ監査役 株式会社FUCA監査役
取締役(監査等委員)	川 名 愛 美	吉川邦光税理士事務所 Y・S・パートナーズ株式会社代表取締役社長
取締役(監査等委員)	山 口 里 美	司法書士法人コスモ代表社員 株式会社コスモホールディングス代表取締役 行政書士法人コスモ代表社員 一般社団法人日本リレーションサポート協会代表理事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)川名愛美氏、山口里美氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)川名愛美氏、山口里美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)川名愛美氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していません。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定していません。
5. 2019年6月25日開催の第24回定時株主総会において、山口里美氏が取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。
6. 2019年6月25日開催の第24回定時株主総会終結をもって、取締役長山裕一氏は任期満了により退任し、同日取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。
7. 2019年6月25日開催の第24回定時株主総会終結をもって、取締役(監査等委員)佐々木俊夫氏及び上野周雄氏及び藤本真吾氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち 社 外 取 締 役)	4 (0)	63,920 (0)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	6 (4)	17,099 (10,149)
(うち 社 外 計 取 締 役)	10 (4)	81,020 (10,149)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度に計上した取締役（監査等委員を除く）4名の譲渡制限付株式報酬7,745千円を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第22回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただいております。また、この報酬等の額と別枠で、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として、2018年6月28日開催の第23回定時株主総会において、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第22回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

(ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）川名愛美氏は、Y・S・パートナーズ株式会社の代表取締役社長及び吉川邦光税理士事務所を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）山口里美氏は、株式会社コスモホールディングスの代表取締役及び司法書士法人コスモ代表社員及び行政書士法人コスモ代表社員を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(イ) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）山口里美氏は、一般社団法人日本リレーションサポート協会の代表理事を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ウ) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 (監査等委員)	川 名 愛 美	当事業年度において開催された取締役会17回中17回、監査等委員会19回中19回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	山 口 里 美	当事業年度において開催された取締役会13回中12回、監査等委員会14回中14回出席し、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 取締役（監査等委員）山口里美氏は2019年6月25日開催の第24回定時株主総会にて選任された後の取締役会及び監査等委員会の開催回数及び出席回数を記載しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,300千円
・当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査のこれまでの職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかについて精査し、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である財務デューデリジェンス業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で基本方針を決議しております。

① 業務の適正を確保するための体制

(7) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営の基本方針に則った「行動憲章」を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ全使用人に継続的に伝達することにより、法令順守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

管理部門担当役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、法令違反その他法令上疑義のある行為等についての社内報告体制として、内部通報制度を構築し、運用する。

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の職務執行に関する情報を「文書管理規程」に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

既存の「経理規程」、「与信管理規程」等に加え、今後も必要に応じて都度運用方法を見直し、新たな規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する責任は、管理部門担当役員とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。損失リスクが現実化した場合は、取締役会において責任者を選任することにより迅速かつ適切に対応する体制を構築する。

取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(I) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、当社の職務については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づいて行うこととする。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。

(オ) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに子会社において、協議事項、報告事項、その他コンプライアンスに係る事項等を定めた規程を設け、当社・子会社間において会社の重要事項の決定、情報の共有化を図るとともに、当社並びに子会社のコンプライアンス体制を構築する。また、子会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲を子会社まで広げるものとする。

(1) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受けつける内部通報窓口を設置し、当社及び子会社のコンプライアンス体制を推進する。

(2) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務に関する重要な情報については、定期的又は適時に報告して、定例会又は取締役会において情報共有並びに協議を行う。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社を管理する主管部門を「関係会社管理規程」において、経営企画室と定め、子会社の事業運営に関する重要な事項について、経営企画室は子会社から適時に報告を受ける。また、当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程に従い、子会社を含めたリスクを統括的に管理する。

(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。内部監査の結果は、代表取締役へ報告する。

- (カ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、内部監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

内部監査室員が監査等委員会を補助すべき使用人として指名された場合は、当該内部監査室員の人事異動、懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。また、当該内部監査員の人事評価については、監査等委員会は意見を述べることができる。

- (キ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものとする。

監査等委員会への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- (ク) その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役として取締役会の決議に加わるとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

なお、監査等委員は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担において弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

その他監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用に関しても、会社が負担するものとし、速やかに前払い又は償還を行うものとする。

(ケ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

決算情報等の財務報告について信頼性を担保し、金融商品取引法並びに金融庁が定める「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」等の関連諸法令及び規則を遵守するため、「内部統制規程」による内部統制評価運用責任者を設置し、同規程に基づいて適切に運用する。

(コ) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については経営管理部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保するものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

(ア) 取締役の職務の執行について

「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を原則として1ヶ月に1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(イ) コンプライアンス体制について

コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎週月曜日に実施する朝礼や入社時の研修、毎月1回開催する全体会議を通じ、随時法令遵守の周知徹底を取締役及び従業員を対象に実施しております。また、「内部通報規程」「内部通報制度細則」に基づき、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め社外弁護士を含む通報窓口を設置し、さらに、通報者保護を「内部通報規程」に明記し運用しております。

(ロ) リスク管理について

「危機管理規程」を定め、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。

(I) 子会社の経営管理について

子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき当社の役員を必要に応じ取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、子会社の取締役会決議事項につきましては、「取締役会規則」に基づき、当社取締役会にて決議承認しております。

(オ) 監査等委員会について

監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めております。併せて会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な会議への出席等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行っております。

(6) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスを基本とした透明性の高い迅速なシステムの構築及び経営環境の変化に柔軟に対応できる組織体制を構築しつつ、企業価値の最大化を図ることが経営の最も重要な課題であり、株主並びに社会に対する責務であるとし、これを実現するのがコーポレート・ガバナンスの強化であると考えております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

現時点では、特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も社会情勢等の変化を注視しつつ検討を行ってまいります。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本的な考えは、新規事業投資や研究開発投資等に必要な内部留保は従来どおり行いしつつ、配当金による利益配分を行っていく方針であります。当連結会計年度については、1株当たり23円（配当性向（連結）28.4%）といたします。

当社は、取締役会の決議により剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。また、剰余金の配当の基準日は、期末配当は毎年3月末日、中間配当は9月30日、そのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第25期 2020年3月31日現在	科目	第25期 2020年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,316,960	流動負債	332,688
現金及び預金	901,847	買掛金	40,886
受取手形及び売掛金	236,620	未払金	19,698
有価証券	3,313	未払費用	35,783
商品	12,567	未払法人税等	93,013
仕掛品	34,500	未払消費税等	35,097
貯蔵品	1,134	預り金	8,475
前払費用	44,170	前受収益	54,677
未収入金	11	賞与引当金	44,608
預け金	81,529	その他	447
未収法人税等	1,246		
その他	19		
固定資産	625,413	固定負債	59,793
有形固定資産	111,880	株式給付引当金	33,604
建物	43,676	長期前受収益	7,519
減価償却累計額	△16,058	株主優待引当金	5,695
工具、器具及び備品	233,035	資産除去債務	12,974
減価償却累計額	△148,772		
無形固定資産	154,081	負債合計	392,482
商標権	196	純資産の部	
ソフトウェア	114,983	株主資本	1,512,791
ソフトウェア仮勘定	23,986	資本金	322,420
電話加入権	149	資本剰余金	366,572
のれん	14,764	利益剰余金	1,139,384
投資その他の資産	359,451	自己株式	△315,585
投資有価証券	227,897	その他の包括利益累計額	30,370
出資金	100	その他有価証券評価差額金	30,370
長期前払費用	5,009	非支配株主持分	6,729
差入保証金	30,261		
繰延税金資産	96,182	純資産合計	1,549,891
資産合計	1,942,374	負債純資産合計	1,942,374

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第25期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	1,875,840
売上原価	719,781
売上総利益	1,156,059
販売費及び一般管理費	693,548
営業利益	462,511
営業外収益	12,231
受取利息	13
受取配当金	1,141
助成金収入	6,693
未払配当金除訴益	200
持分法による投資損益	3,104
その他	1,079
営業外費用	4,387
支払利息割引料	31
支払手数料	2,006
複合金融商品評価損	2,231
雑損失	116
経常利益	470,355
特別損失	7,236
関係会社株式売却損	2,466
株式報酬費用	4,769
税金等調整前当期純利益	463,118
法人税、住民税及び事業税	142,394
法人税等調整額	822
当期純利益	319,901
非支配株主に帰属する当期純利益	△728
親会社株主に帰属する当期純利益	320,630

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	322,420	366,572	899,342	△319,523	1,268,811
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△80,588		△80,588
親会社株主に帰属する当期純利益			320,630		320,630
自 己 株 式 の 取 得				△33	△33
自 己 株 式 の 処 分				3,971	3,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	240,042	3,937	243,979
当 期 末 残 高	322,420	366,572	1,139,384	△315,585	1,512,791

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	89,151	△530	88,620	7,423	1,364,856
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△80,588
親会社株主に帰属する当期純利益					320,630
自 己 株 式 の 取 得					△33
自 己 株 式 の 処 分					3,971
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△58,780	530	△58,249	△694	△58,943
当 期 変 動 額 合 計	△58,780	530	△58,249	△694	185,035
当 期 末 残 高	30,370	—	30,370	6,729	1,549,891

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第25期 2020年3月31日現在	科目	第25期 2020年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	1,224,640	流動負債	295,481
現金及び預金	869,794	買掛金	30,809
売掛金	204,615	未払金	14,012
有価証券	3,313	未払費用	19,488
仕掛品	22,138	未払法人税等	92,808
貯蔵品	351	未払消費税等	32,378
預け金	81,387	預り金	8,093
前払費用	42,732	前受収益	54,662
未収入金	307	仮受金	324
		賞与引当金	42,903
固定資産	668,970	固定負債	56,870
有形固定資産	105,714	株式給付引当金	33,604
建物	34,713	長期前受収益	7,519
減価償却累計額	△12,479	株主優待引当金	5,695
工具、器具及び備品	229,601	資産除去債務	10,051
減価償却累計額	△146,121		
無形固定資産	130,954	負債合計	352,351
商標権	196	純資産の部	
ソフトウェア	106,620	株主資本	1,510,888
ソフトウェア仮勘定	23,986	資本金	322,420
電話加入権	149	資本剰余金	367,075
		資本準備金	697
投資その他の資産	432,301	その他資本剰余金	366,378
投資有価証券	215,609	利益剰余金	1,136,978
関係会社株式	92,969	利益準備金	33,326
出資金	100	その他利益剰余金	1,103,651
長期前払費用	5,009	繰越利益剰余金	1,103,651
差入保証金	24,940	自己株式	△315,585
繰延税金資産	93,672	評価・換算差額等	30,370
		その他有価証券評価差額金	30,370
資産合計	1,893,610	純資産合計	1,541,258
		負債純資産合計	1,893,610

損益計算書

(単位：千円)

科目	第25期
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	1,533,476
売上原価	469,127
売上総利益	1,064,349
販売費及び一般管理費	581,189
営業利益	483,160
営業外収益	10,956
受取利息	12
受取配当金	1,141
雑収入	2,512
受取手数料	396
助成金収入	6,693
未払配当金除斥益	200
営業外費用	4,330
支払利息割引料	31
支払手数料	2,006
複合金融商品評価損	2,231
その他	60
経常利益	489,786
特別損失	4,770
関係会社株式売却損	0
株式報酬費用	4,769
税引前当期純利益	485,016
法人税、住民税及び事業税	142,009
法人税等調整額	13,455
当期純利益	329,551

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	322,420	697	366,378	367,075	25,267	862,747	888,015	△319,523	1,257,988
当期変動額									
剰余金の配当						△80,588	△80,588		△80,588
利益準備金の積立					8,058	△8,058	—		—
当期純利益						329,551	329,551		329,551
自己株式の取得								△33	△33
自己株式の処分								3,971	3,971
自己株式の消却									—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	8,058	240,903	248,962	3,937	252,899
当期末残高	322,420	697	366,378	367,075	33,326	1,103,651	1,136,978	△315,585	1,510,888

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	89,151	89,151	1,347,139
当期変動額			
剰余金の配当			△80,588
利益準備金の積立			—
当期純利益			329,551
自己株式の取得			△33
自己株式の処分			3,971
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△58,780	△58,780	△58,780
当期変動額合計	△58,780	△58,780	194,119
当期末残高	30,370	30,370	1,541,258

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社エイジア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エイジアの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイジア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社エイジア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 哲 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エイジアの2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役を当社取締役が兼務し、監査役も当社の監査等委員長が兼務しており、毎月開催の取締役会において事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社エイジア 監査等委員会

監 査 等 委 員 長 山 裕 一 ㊟

監 査 等 委 員 川 名 愛 美 ㊟

監 査 等 委 員 山 口 里 美 ㊟

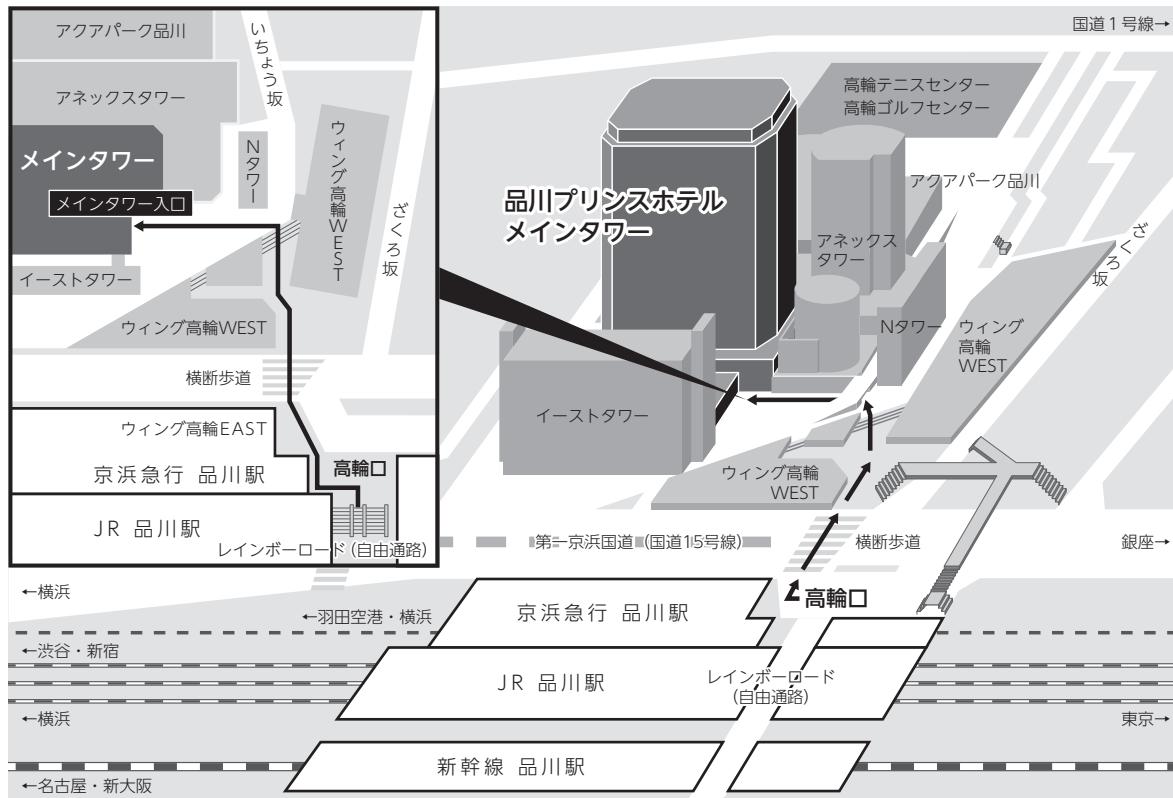
(注) 監査等委員川名愛美及び山口里美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 | 品川プリンスホテル メインタワー12階 シルバー12
東京都港区高輪四丁目10番30号

交通 | 品川駅 (JR線・京浜急行線) …… 高輪口から徒歩約3分



[お願い]

※当日は品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで12階までお越しくください。

当日の受付は12階の会場受付で行います。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会終了後に事業説明会の開催を予定しておりますので、ご案内申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。